

* おくやみコーナー *

月 日 （お客様番号： ）

記入される前にお読みください。

※ 委任者がすべてを記入し、原本を提出してください。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※ 手続きが1日で終わらない場合は、再度委任状をいただくこととなりますので、ご了承ください。

死亡に関する手続き用

委任状

(宛先) 今治市長

年 月 日作成

委任者（頼む方）

死亡者との続柄（配偶者・子・父母・孫・祖父母・

喪主・世帯主・その他相続人_____）

住所 都道 市 町
府県 郡 区 村

氏名

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号

(注意) 手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合もありますので、必ず担当課にお問い合わせください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所 都道 市 町
府県 郡 区 村

氏名

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

委任事項（委任する事項に☑を付してください）

- _____ の死亡に伴う年金手続
未支給年金・死亡一時金・寡婦年金・遺族年金の請求及びこれらの請求に必要な書類【戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)、所得証明書】の交付申請及び受領に関する権限
- _____ の死亡に伴う相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- 相続登記用：固定資産記載事項証明書 _____ 年度分
(土地：全部・一部) (家屋：全部・一部) _____ 各 _____ 通
- 申請の際に、お亡くなりになられた方の死亡日が記載されている戸籍の謄(抄)本及びお亡くなりになられた方と委任者の関係がわかる戸籍の謄(抄)本が必要です。
- 国民健康保険申請及び受領に関する権限
- 後期高齢者医療の還付金・償還金の受領に関する権限
- 介護保険給付費(高額介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費)
- 特別障害者手当に関する手続き
- 障害児福祉手当に関する手続き
- 福祉手当に関する手続き
- 飼い犬・所有者変更手続き

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産記載事項証明書が必要です。
固定資産記載事項証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

職員使用欄

< 本人確認 >

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）
個人番号カード
住民基本台帳カード（顔写真あり）
身体障害者手帳等（顔写真あり。ただし、顔写真に
割印等があるものに限る。）
在留カード、特別永住者証明書
健康保険証
年金手帳
その他
()
- ② 身体障害者手帳等（顔写真に割印等がないもの）
健康保険証
年金手帳
その他
()

< 続柄確認 >

世帯画面
戸籍
火葬許可証
その他
()

受付

確認者